

泉南市男里浜区自主防災活動計画

1 目的

この計画は、男里浜区防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震、火災、風水害等の災害による、人的、物的被害の発生及び、その拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の啓発に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火の防止、初期消火に関すること。
- (6) 水防に関すること。
- (7) 救出救護に関すること。
- (8) 避難誘導に関すること。
- (9) 給食、給水に関すること。
- (10) 災害弱者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次の通り防災組織を編成する。

本部：自主防災会長、副会長、防災部長、各班長

- 班：○情報班(情報の収集・伝達) ○消火班(消火器等による初期消火) ○水防班(河川の状況把握)
- 救出救護班(負傷者の救出・救護)
- 避難誘導班(住民の避難誘導) ○給食給水班(炊き出し等給食・給水) ○災害弱者支援班(災害弱者への支援)
- 避難所運営班(避難所の運営)

4 防災知識の啓発

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の啓発を行う

(1) 啓発事項

- ア 防災組織及び自主防災活動計画に関すること。
- イ 地震、火災等についての知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災組織に関すること。
- エ 災害時の伝達手段(サイレン、携帯マイク等)の周知に関すること。
- オ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- カ その他防災に関すること。

(2) 啓発方法

- ア パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布。
- イ 座談会、講演会、映画会等の開催。
- ウ パネル等の展示。

(3) 実施時期

火災予防運動期間及び防災の日等、防災関係諸行事の行われる時期に合わせて実施する。

5 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練

個別訓練は、防災会が保有する個々の資機材について行うものとする。

(3) 個別訓練の種類

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練

- エ 救出、救護訓練
- オ 給食、給水訓練

(4) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(5) 訓練実施計画

訓練の実施に関しては、その目的、実施要領等を明らかにした防災実施計画を作成する。

(6) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに、防災の日又は、男里浜区の行事に合わせて実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあたっては、年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

6 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急処置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の被害情報、防災関係機関、報道機関の提供する情報を収集するとともに、必要を認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、携帯電話、サイレン、伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点をおいて点検整備するよう呼びかけを行う。

- ア 火気使用設備器具の点検整備及びその周辺の整理整頓状況
- イ 石油類等の危険物品の保管状況
- ウ 消火器等消火機材の整備状況
- エ その他建築物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火できるようにするため、次の消火機材を配備する。

- ア 消火器、水バケツ、消火砂等

8 水防活動

洪水による水害を警戒し、異常の早期発見、初期被害の軽減を図るため水防活動を次により行う。

(1) 初期警戒

気象状況により警戒の必要を認めたとき、または、市長から警戒の要請があったとき等は、河川(男里川)に出動し、水位、堤防等の状況を監視し、異常の早期発見に努める。

(2) 非常時の連絡

被害の発生が予想される場合は、情報班、避難誘導班等と連携し、区民に対して連絡・避難に関し必要な措置を講じる。

9 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出、救護を要する者が生じた時は、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現状付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 防災関係機関への出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関に出動を要請する。

10 避難対策

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難命令が出たとき、又は、地域において避難する必要を認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導員は、防災会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難場所

避難場所は、「浜老人集会場」及び「浜保育所」とする。

＊一時避難場所はバンドー化学天神寮、サザンコースト、ホテルザネクスト関空とする。

11 給食給水

避難地における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班は、市から提供された食料、地域内の家庭等から提供を受けた食料等の配分、炊き出しなどによる給食活動を行う。

(2) 給水

給食給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 災害弱者対策

災害弱者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出、救護活動を行う。
また、災害時に避難状況を把握するため災害弱者台帳マップ等を作成し対策を講じる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織と連携を図るものとする。